

7-2. 駆けつけ時見舞金(商品【案】)

保険期間: 1年

■ 加入者の父母が死亡または高度障害となった場合の実費交通費および宿泊代

・ 年齢が80歳以上の方は、傷害(ケガ)による死亡または高度障害のみ保障対象となります。

・ 実費
(限度額10万円)

■ 販売対象マーケット

父母・兄弟の死亡により発生する保障制度のため、対象者の属性が必要

・ 想定共済掛金: 月払500円
(年換算6,000円程度)

・ 性別・年齢別
・ 母集団

【参考】

救援者費用

日本国内を旅行中に、搭乗中の航空機や船舶が行方不明になったり遭難したとき、または、事故によって緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などにより確認されたときに、親族が負担した次の費用が保険金として支払われます。

<支払われる費用> 遭難救助費用(山岳登山中に遭難した場合を除く)

現地への交通費(1往復分の運賃で救援者2名まで)

現地での宿泊料(救援者1名につき14日分を限度とし2名分まで)

現地からの移送費

諸雑費

以上が、国内旅行保険の標準的な補償内容です。このほか、保険会社、保険商品によって特約により補償されるものがあります。

たとえば、救援者費用に含まれない山岳登山中の遭難捜索費用を補償する特約、旅行中の留守宅の家財が盗難にあったときの損害を補償する特約などがあります。